

### 第3節 各議員の活動状況

※この節においては、議員を対象として行ったアンケート調査をもとに、発災当日の様子、各時期における活動の状況、活動の支障となった事項等を記載した。

#### 1 発災直後

##### <地震発生>

前述のとおり地震の発生した3月11日は、定例会中であり常任委員会の開催日であった。地震発生時、6常任委員会のうち1委員会は開催中、5委員会については終了していた。多くの議員が議会庁舎にとどまっており、十数名は帰宅途中、既に地元の自身の事務所にいる者も数人いた。

当日は、公共交通機関はほぼ遮断、道路も地震による損壊や津波により通行止めとなった箇所が多く、激しい渋滞が発生し、帰宅には普段の数倍程度の時間を要した。また、携帯電話を初め通信状況は大変悪く、議員が個人で情報を収集することは困難な状況であった。

##### <発災から数日後までの活動>

自家用車や議会庁舎（又は県庁舎）のテレビやラジオで沿岸各地に押し寄せる津波を知り、また、実際に沿岸部の状況を見て、予想をはるかに超える被害に議員といえども誰もが驚愕し、ある者は想像を超える被害状況に人間の無力さを感じ、ある者は津波にのみ込まれ瓦れきと化した郷里を前に議員としての自身の使命の重大さを思った。沿岸部のみならず県下すべてで避難者が多数いる状況の中、議員それぞれが発災直後から、さまざまな議員活動に当たった。

地元の市町村の災害対策本部にオブザーバー（一部の市町村には県議席を設けているところもあり）として出席しての被害状況や要望等の把握、被災地区の現地調査（浸水地域の排水の状況、県道・海岸堤防等の県管理公共土木施設の被災状況等）、地元避難所の運営支援や必要な物資等の手配、県災害対策本部（県庁）・県議会・県災害対策本部地方支部（県合同庁舎）・国の出先機関における情報収集のほか、行方不明者の捜索、遺体収容への協力、病院関係（人工透析、救急搬送）の支援、福祉施設・高齢者宅等への物資支援などを行った。内陸部の議員は沿岸部の避難所等へ物資の手配を行った。

沿岸部を中心に10人程度の議員が自宅又は事務所若しくはその双方が流出・全壊・浸水等の重大な被害を受けた。それ以外の者も自宅等が半壊又は一部損壊となるなど、ほとんどの議員が何らかの被害を受けた。また、震災により身近な親族を亡くす議員もいた。家族の安否がなかなか確認できない、車中や自宅以外の場所に宿泊せざるを得ないなど不自由な状況の中での活動であった。

## 2 応急・復旧期

### (1) 応急期（発災から概ね半年間）

発災から数日間、停電や通信設備の喪失により情報収集や発信に支障があり、また、自家用車の流失、道路の通行規制やガソリン不足により思うような活動ができない場合も多かった。その後、議員の自家用車を緊急車両として指定することが可能となったことにより<sup>1</sup>高速道路等を通行できるようになり、ガソリンも緊急車両の指定を受けることにより事実上入手が可能となった。なお、ガソリンの供給状況は発災から3週間程度で一般車両も含め仙台市等を中心に改善されつつあった。また、通信状況も沿岸部において通信設備が喪失したところを除き回復しつつあった。そのような状況において、議員らはガソリンが入手できない期間は徒歩又は自転車で、入手可能となってからは自家用車で各自又は所属する政党と連携して支援活動に当たった。

市町村との関係では、地元の避難所や在宅避難者宅等において把握した要望の市町村への伝達、避難所運営や町内会活動及び消防団活動への参加又は支援、市町村災害対策本部の会議への出席、市町村関係者や自衛隊等との被災現場の調査などを行った。また、これらの活動で把握した要請・要望事項を議会活動に生かしたり、県執行部等や政府あるいは県選出国會議員や自身の所属政党に要請したりした。

また、政党や他県等の議員仲間、支援団体や企業、友人等から支援物資・義援金等を市町村や避難所、町内会、福祉団体等につなぐなどもした。

その他、医療支援チームやボランティア団体のあっせん・仲介や国及び他自治体の議員視察の引き受けなど、多忙な市町村職員に代わり、議員が行った場面も多かった。

### (2) 復旧期（発災から概ね半年から3年間）

復旧期においても、応急期と同様、住民の要望を把握し市町村や県につなぐ、市町村の要望を取りまとめ県や国等につなぐ役割を果たした。この時期は被災者が仮設住宅に入居し、各種の復旧事業が本格化した時期であり、仮設住宅の風呂の追い焚き機能の追加の要望や寒さ等の対策、被災事業者のグループ補助金制度の活用における課題、防潮堤の計画高に係る住民合意など、そのときどきにより新たな課題が発生していた。また、内陸部の宅地における地すべり被害対応など地元特有の課題も目立ち始めた時期であり、各議員はそれら個別の案件について対応した。また、法令や制度の不備が目立ち始めたため、県議会としてのほか、議員連盟や会派（政党）、議員個人の立場で、国等への要望や提言、交渉活動などを行った。

また、被災者への支援等について応急期のような活動を行ったほか、これまで交流のある他県の議員団や市民団体等の現地調査（ツアー）の受け入れ、各種メディアの取材調整、仮設住宅等におけるイベントの仲介・斡旋等を行った。

---

<sup>1</sup> 議員側からの依頼で議会事務局が、議員の自家用車等を調査のため、緊急車両として指定を受けられるよう県警本部に依頼した。県警本部が警察庁と協議した結果、特別委員会の調査活動として指定が可能である旨の回答を得、3月17日に議会事務局から各議員にこれをファクシミリで連絡した（一部の議員には通信事情等により連絡がいかず）。指定の手続きは各議員が個別に行った（車検証等や免許証が必要であったため）。

## 第4節 他団体との連携

### 1 議長会

#### (1) 北海道・東北六県議会議長会

北海道・東北六県議会議長会は、当該地域の発展のため相互に意見交換等を行うとともに、それを遂行する目的で設立され、当該道県の議長及び副議長を構成員としている。

本県議会を含む各道県議会が抱える政策課題を議案として提出し、会議の承認を得て、北海道・東北六県議長会として国等に要望するとともに、全国都道府県議会議長会を通じて要望を行っている。

震災に関連して、行った要望活動は以下のとおり。

	年月日	要望内容・要請先
1	H23. 6. 2	【要望内容】 財政等支援措置と既存制度の拡充・弾力的運用 他 【要望先】 各省庁，各道県選出国會議員等 ※内閣官房副長官，民主党副幹事長には議長，副議長が手交
2	H23. 9. 21	【要望内容】 財政等支援措置と既存制度の拡充・弾力的運用 他 【要望先】 各省庁，各道県選出国會議員等 ※内閣府特命担当大臣（防災），内閣官房長官，民主党幹事長代理には議長，副議長が手交
3	H24. 3 月	【要望内容】 風評被害の対応について 【要望先】 衆議院・参議院，内閣府，東京電力株式会社等 ※会長県において郵送にて提出
4	H24. 7 月	【要望内容】 震災に係る補正予算の速やかな編成，原発事故対策等 【要望先】 各省庁，各道県選出国會議員等 ※各県が分担し要望活動，本県担当は事務局で対応
5	H24. 11 月	【要望内容】 財政支援の継続，人的支援の拡大，原発事故対策等 【要望先】 各省庁，各道県選出国會議員等 ※各県が分担し要望活動，本県担当は事務局で対応
6	H25. 7 月	【要望内容】 財政支援の継続，人的支援の拡大，原発事故対策等 【要望先】 各省庁，各道県選出国會議員等 ※各県が分担し要望活動，本県担当は事務局で対応
7	H25. 10 月	【要望内容】 財政支援の継続，人的支援の拡大，原発事故対策等 【要望先】 各省庁，各道県選出国會議員等 ※各県が分担し要望活動，本県担当は事務局で対応

#### (2) 全国都道府県議会議長会等

全国都道府県議会議長会は、都道府県議会間の連絡を保ち、地方自治の発展を図ることを目的として、都道府県議会議長を構成員とする全国的連合組織である。

(1)に記載のとおり、北海道・東北六県議会議長会で決定した要望事項については、全国都道府県議長会にも送付し、全国都道府県議長会においては、総会で決議し、全国都道府県議会議長会として要望活動を行っている。

震災に関連して、行った要望活動は以下のとおり。

	年月日	要望内容・要望先
1	H23. 3. 17	【要望内容】被災者の速やかな救出と救援の強化 等 【要望先】内閣総理大臣，各大臣，民主党幹事長，自由民主党総裁 等 ※全国都道府県議会議長会において面談及び提出
2	H23. 4. 12	【要望内容】既存制度の拡充と弾力的な運用及び新たな特別法の制定等 【要望先】内閣総理大臣，各大臣，民主党幹事長，自由民主党総裁 等 ※全国都道府県議会議長会において面談（本県議長同行）及び提出
3	H23. 5. 24	【要望内容】東日本大震災に係る被災者生活再建支援法の特例措置 【要望先】内閣総理大臣，各大臣，民主党幹事長，自由民主党総裁 等 ※全国都道府県議会議長会において面談（本県議長同行）及び提出
4	H23. 7. 28	【要望内容】財政等支援措置，被災者の生活再建，地域産業の復興， 原発事故対策，菅内閣総理大臣の退陣 等 【要望先】総務大臣政務官，民主党幹事長，自由民主党総裁 等 ※全国都道府県議会議長会において面談及び提出
5	H23. 11. 8	【要望内容】財政等支援措置，市街地復興対策，原発事故対策，風評被害対策，放射線に係る情報提供と測定体制の整備 等 【要望先】内閣官房副長官，民主党幹事長代行他各政党代表 等 ※全国都道府県議会議長会において面談及び提出
6	H24. 1. 25	【要望内容】災害廃棄物の広域処理の推進 【要望先】内閣総理大臣，内閣府等関係省庁政務三役，各政党担当 等 ※全国都道府県議会議長会において面談（本県議長同行）及び提出
7	H24. 7. 26	【要望内容】エネルギー政策の具体的な施策の展開，風評被害対策の拡充，災害査定弾力的運用，原子力事故への対応 等 【要望先】各政党代表 等 ※全国都道府県議会議長会において面談及び提出
8	H24. 11. 2	【要望内容】財政支援の継続，人的支援等の拡大，原発事故対策等 【要望先】各政党代表 等 ※全国都道府県議会議長会において面談（本県議長同行）及び提出
9	H25. 7. 31	【要望内容】財政支援の継続，人的支援等の拡大，原発事故対策等 【要望先】各政党代表 等 ※全国都道府県議会議長会において面談及び提出
10	H25. 11. 13	【要望内容】財政支援の継続，人的支援等の拡大，原発事故対策等 【要望先】内閣官房，各政党 等 ※全国都道府県議会議長会において面談及び提出

また、全国都道府県議会議長会のほか、大都市を有する都道府県に共通する問題を解決する目的で組織された13都道府県議会議長会（1都1道2府9県で組織、本県は平成25年度に入会）、原子力発電に伴う諸問題について協議し、住民福祉の向上に寄与する目的で組織

された原子力発電関係道県議会議長協議会（1道12県で組織（※平成26年11月現在））、活動火山又は大規模地震が発生した地域を有する都道県議会の連絡提携により、これらによる災害の防止、災害発生時における諸制度の整備を促進する目的で組織された活動火山・大規模地震対策都道県議会協議会（1都1道21県で組織）等の本県が入会している各議長会組織等において、震災関連対策の促進や原発事故の対応等について要望活動を行った。

## 2 市町村議会

### (1) 宮城県市議会議長会・宮城県町村議会議長会（県内各市町村議会）

本県議会においては、宮城県市議会議長会（県内13市議会議長で組織）、宮城県町村議会議長会（県内21町1村議会議長で組織）と連携し、意見交換や要望（要請）活動等を行ってきた。

平成23年4月14日から20日にかけて行った沿岸14市町における現地調査（第2節2(1)＝参照）において把握した課題及び要望事項について取りまとめ、6月27日に宮城県議会・宮城県市議会議長会・宮城県町村議会議長会合同で各省庁に対し、意見交換及び面談での要望活動を行った。また、同様に8月2日には、県内の経済団体等に対し、震災からの早期復興に関する要請活動を行った。

その後においても、各市町村議会との意見交換会、3団体合同での要望（要請）活動等を行った。宮城県市議会議長会、宮城県町村議会議長会及び県内各市町村議会と連携して行った活動は以下のとおり（第2節2及び4の再掲）。

	年月日	活動内容
1	H23. 4. 14 ～20	○沿岸14市町における現地調査 (気仙沼市, 南三陸町, 石巻市, 女川町, 東松島市, 松島町, 塩竈市, 七ヶ浜町, 多賀城市, 仙台市, 名取市, 岩沼市, 亘理町, 山元町 ※訪問順)
2	H23. 6. 27	○本県議会・宮城県市議会議長会・宮城県町村議会議長会による各省庁との意見交換, 要請活動 <意見交換> 【対応者】内閣府副大臣他関係省庁副大臣等計5人 【出席者】本県選出等国会議員16人(代理含む) 【本県側参加者】本県議会議員42人, 市議会議長会19人, 町村議会議長会24人 <要請活動>7グループ(1グループ11~13人)に分かれ, 要請活動を実施 【要請先】内閣官房長官, 総務副大臣等各省庁, 経済団体, JR東日本 【本県側参加者】本県議会議員42人, 市町村議会議員43人
3	H23. 8. 2	○県内経済団体等に対する要請活動 【要請先】県内各種経済団体(5団体), JR東日本仙台支社 【要請側参加者】本県議会議員4人, 市議会議長会4人, 町村議会議長会4人
4	H23. 8. 30 ～9. 9	○沿岸6市町村議会との意見交換 (亘理町議会, 女川町議会, 石巻市議会, 気仙沼市議会, 岩沼市議会, 南三陸町議会 ※訪問順)
5	H24. 4. 18	○本県議会・宮城県市議会議長会・宮城県町村議会議長会による合同要請 【要望先】復興庁, 民主党, 県選出国会議員 【要望側参加者】本県議会議員4人, 市議会議長会3人, 町村議会議長会3人
6	H25. 1. 22 ～2. 15	○沿岸13市町村議会との意見交換 (女川町議会, 南三陸町議会, 東松島市議会, 七ヶ浜町議会, 気仙沼市議会, 石巻市議会, 山元町議会, 亘理町議会, 塩竈市議会, 名取市議会, 多賀城市議会, 岩沼市議会, 仙台市議会 ※訪問順)

7	H25. 1. 24	○本県議会・宮城県市議会議長会・宮城県町村議会議長会による合同要望（7グループ（1グループ6～7人程度）に分かれ、要望活動を実施） 【要望先】県選出国會議員，各省庁等 【要望側参加者】本県議會議員3人，市議會議長会9人， 町村議會議長会7人
8	H26. 1. 22 ～28	○沿岸5市町議会との意見交換会 (東松島市議会，気仙沼市議会，南三陸町議会，石巻市議会，女川町議会 ※訪問順)

## (2) 仙台市議会との正副議長懇話会

本県議会と仙台市議会の連携に関して、所属政党を通じてなどの議員間の連携を除いては、議会同士の連携はこれまであまりなされてこなかったが、平成23年11月に仙台市議会から議長懇話会の開催について提案があった。

震災からの復旧・復興に対する議会としての取り組みや議会としての自主的・自律的な活動のあり方等直面する諸課題について、意見交換を行い情報の共有化を図るとともに、課題解決に向けた協働体制の確立などを図り、両議会の連携を促進する目的で、平成23年12月に両議会の正副議長による初めての懇話会を開催した。また、以後も数回にわたり正副議長同士の懇話会を開催している。

震災に係る内容の開催については以下のとおり。

	年月日	主な意見交換テーマ
1	H23. 12. 22	・東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み ・両議会の議員選挙の期日統一（※震災により別の時期に施行された） ・政府等への要請活動（両議会の協力） 等
2	H24. 2. 27	・政府等への要請活動 ・両議会の議員選挙の期日統一 ・災害廃棄物の処理促進 等
3	H24. 7. 9	・要望活動等の取り組み状況，市議會議長会・町村議會議長会との連携のあり方 ・復旧・復興に向けた主要課題 ・被災住宅等の再建等に係る独自支援策 等

### 3 民間団体からの請願・陳情

東日本大震災に関する要望事項について、請願（紹介議員が必要、所管委員会に送付し、審査が終了し決定がなされると、本会議において採択・不採択を議決する）や陳情（紹介議員は不要、所管委員会に送付されるが採択や不採択の決定はなされない。）が数多く寄せられた。請願については、所管する常任委員会で議論され、意見書の提出等につながったり、陳情については所管する常任委員会の議論の契機になったりした。なお、採択された請願については、その内容に応じて、宮城県知事、宮城県公安委員会、宮城県教育委員会等に送付される。

震災発災から平成26年3月まで本県議会に寄せられた請願・陳情は以下のとおりである。

<請願> ※震災に直接関連しない件も含む。

受理年月日	件名	付託委員会	審査結果 (議決年月日)	備考
H23. 6. 9	水産業復興特区創設の撤回に関する事 について	産業経済	不採択 (H23.10.18)	
H23. 6. 9	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴 う、宮城県の子どもたちが安全に暮らせる ように情報の公開を求めることについて	環境生活	採択 (H23.8.19)	
H23. 6. 9	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴 う、宮城県の子どもたちが安全に暮らせる ように情報の公開・共有・教育機関などへ の指導及び環境への配慮を求めることにつ いて	文教警察	採択 (H23.10.18)	
H23. 6. 9	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴 う、宮城県の子どもたちが安全に暮らせる ように情報の公開・共有・教育機関などへ の指導及び環境への配慮を求めることにつ いて	総務企画	採択 (H23.6.20)	
H23. 6. 9	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴 う、宮城県の子どもたちが安全に暮らせる ように情報の公開・共有・教育機関などへ の指導及び環境への配慮を求めることにつ いて	保健福祉	採択 (H23.6.20)	
H23.12. 7	私立高等学校等への助成強化に関する事 について	総務企画	採択 (H23.12.21)	
H23.12. 8	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴 う放射能汚染から県内の子どもと妊産婦 の健康を守るための健康調査に関する事 について	保健福祉	撤回 (H24.3.1)	
H23.12. 8	私学助成増額について	総務企画	採択 (H23.12.21)	
H24. 2.28	新公益法人への移行期限延長に関する意 見書の提出を求めることについて	総務企画	採択 (H24.3.16)	国等に意見 書提出
H24. 2.29	宮城県民会館（東京エレクトロンホール宮 城）の再開に関する事について	環境生活 農林水産	採択 (H24.3.16)	
H24. 2.29	宮城県総合運動公園（グランディ・21）内 施設 総合体育館（セキスイハイムスー パーアリーナ）及び宮城スタジアムのコンサ ート会場への活用に関する事について	文教警察	採択 (H24.3.16)	
H24. 2.29	子どもたちと妊産婦を放射能から守るた めの体制の確立を求めることについて	保健福祉	撤回 (H24.5.25)	
H24. 2.29	東京電力福島第一原子力発電所の事故に よる宮城県内の中小乳業事業者への適切 な賠償に関する事について	環境生活 農林水産	採択 (H24.3.16)	



H24. 6. 25	私学助成制度を拡充し、学費の公私間格差を是正することをめとめる意見書の提出について	総務企画	採択 (H24. 10. 11)	国等に意見書提出
H24. 6. 25	子どもたちと妊産婦を放射能から守るための体制の確立を求めることについて	保健福祉	採択 (H24. 7. 6)	
H24. 6. 26	東日本大震災被災者の介護保険利用者負担減額・免除認定証の継続に関する意見書の提出を求めることについて	保健福祉	採択 (H24. 7. 6)	国等に意見書提出
H24. 9. 24	政府及び国会に対し私学助成に関する意見書の提出を求めることについて	総務企画	採択 (H24. 10. 11)	国等に意見書提出
H24. 9. 25	子どもの看護休暇・結婚休暇に関することについて	文教警察	不採択 (H24. 12. 13)	
H24. 9. 25	被災地における歯科技工所の補助金等の適用に関することについて	経済商工 観光	採択 (H24. 10. 11)	
H24. 12. 4	石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給を実現する行政施策強化の意見書提出を求めることについて	環境生活 農林水産	採択 (H24. 12. 13)	国等に意見書提出
H24. 12. 4	私立高等学校等への助成強化に関することについて	総務企画	採択 (H24. 12. 13)	
H24. 12. 5	私学助成増額について	総務企画	採択 (H24. 12. 13)	
H25. 2. 27	中学校で使用する歴史・公民教科書の採択に関して宮城県教育委員会の指導強化を求めることについて	文教警察	採択 (H25. 10. 30)	
H25. 3. 1	安全・安心の医療・介護、地域医療の充実を求めることについて	保健福祉	不採択 (H26. 2. 18)	
H25. 3. 4	地域医療の充実に関することについて	保健福祉	採択 (H25. 3. 19)	
H25. 3. 4	保険薬局への無料低額診療事業に関することについて	保健福祉	不採択 (H25. 3. 19)	
H25. 6. 26	乳幼児医療費助成制度の拡充を求めることについて	保健福祉	継続審査	
H25. 6. 26	被災者の医療・介護の負担免除を求めることについて	保健福祉	採択 (H25. 7. 8)	
H25. 9. 13	政府及び国会に対し私学助成に関する意見書の提出を求めることについて	総務企画	採択 (H25. 10. 3)	国等に意見書提出
H25. 12. 3	私立高等学校等への助成強化に関することについて	総務企画	採択 (H25. 12. 13)	
H25. 12. 4	石油製品高騰への特別対策と石油製品の適正価格・安定供給を実現する行政施策強化の意見書提出を求めることについて	環境生活 農林水産	採択 (H25. 12. 13)	国等に意見書提出
H25. 12. 5	国立ハンセン病療養所の療養体制等の充実を求めることについて	保健福祉	採択 (H25. 12. 13)	国等に意見書提出
H25. 12. 5	免税軽油制度の継続を求める意見書提出に関することについて	総務企画	採択 (H25. 12. 13)	国等に意見書提出
H25. 12. 5	私学助成増額について	総務企画	採択 (H25. 12. 13)	
H26. 3. 3	政府及び国会に対し塩竈市浦戸諸島（無人島）における土砂流出等の防止対策に関する意見書の提出を求めることについて	環境生活 農林水産	採択 (H26. 3. 20)	国等に意見書提出
H26. 3. 4	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関することについて	保健福祉	採択 (H26. 3. 20)	国等に意見書提出
H26. 3. 5	名取スポーツパーク愛島野球場の存続に関することについて	文教警察	採択 (H26. 9. 17)	

## <陳情>

○平成23年（発災後から） 33件

### 【主な内容】

- ・東日本大震災に関する緊急要望（応急対策，被災者支援等）について
- ・宮城県に対する要望について（風評被害の打破等，産業復興等）
- ・県立文化施設の早期復旧及び芸術文化関係予算の充実に係る要望について
- ・東京エレクトロンホール宮城など県立文化施設の早期復旧に係る要望について
- ・JR常磐線山下駅・亘理間早期開通促進に係る要望について 等

○平成24年 743件

### 【主な内容】

- ・震災がれきの広域処理中止に関する事について
- ・平成25年度県予算編成並びに施策に係る要望について
- ・東日本大震災被災者の介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める事について
- ・福島第一原発事故・避難者に関する要望について 等

○平成25年 33件

### 【主な内容】

- ・東日本大震災被災者の介護保険利用者負担減免の継続を求める事について
- ・農林畜産物の放射能汚染対策に係る要望について
- ・平成26年度県予算編成並びに施策に係る要望について 等

○平成26年（3月まで） 13件

### 【主な内容】

- ・「東日本大震災被災者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療費並びに介護保険利用者一部負担金の財政的支援拡充を行うこと」を求める要望について
- ・「宮城県原子力発電所の安全性に関する検討委員会」の設置を求める事について
- ・宮城県における指定廃棄物最終処分場候補地3カ所への建設反対の要望について 等

## 天災は忘れずにやってきた！



佐々木 征治

〔前副議長（H23.11～H25.12）〕

「天災は忘れた頃にやってくる」用心を怠らないこと、油断は禁物であるという戒めのことわざとして使われてきました。

特に我が県は、三陸沖の海溝型地震が多発する地域とされてきましたが、その中で私がこれまで経験した大きな地震は4つあります。

1つは昭和53年6月12日に発生した宮城県沖地震。マグニチュード7.4、最大震度は5強を観測しました。

2つ目が平成15年7月26日に発生した宮城県北部連続地震。当時の鳴瀬町、矢本町、河南町周辺を震源として連続的に発生した地震で、マグニチュード6.4、最大震度6弱を超える地震が1日の内に3回発生し、私の地元である旧鹿島台町では、役場庁舎や公立の病院などが全壊しました。

3つ目が平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震。マグニチュード7.2、最大震度6強を観測し、栗駒山周辺を初めとする山体崩壊や土砂崩れが発生しました。

4つ目が今回、平成23年3月11日に発生した東日本大震災であります。

地震の発生時の記憶をたどってみました。発災当日午後2時46分地震発生時刻、私の所属する環境生活委員会はこの日の活動を終え、私が議員控室の自席にいたとき、地響きと共に議会棟がガタガタと音をたてて揺れだし、書棚にあった書類が全て床に散乱、私は椅子に腰掛けたまま書棚が倒れないように両手で押しているのが精一杯の状況でした。

携帯電話のテレビチャンネルも全ての局が地震情報を配信。大変な事が起きている、地元の大崎はどんな状況か、すぐに自宅に電話をしたが通じるわけもない。地下駐車場で見た車載テレビでも沿岸部には津波への警報が出されている。1時間後位にはヘリコプターから撮影された名取市閑上港付近での津波到来の映像が映し出されている。大惨事である。

当時の畠山議長は、残っていた議員を議会棟前の広場に集め、被災の全容を把握するため会期の延長を宣言、それぞれ帰宅することとなりました。

午後5時過ぎ車で議会庁舎を出発したものの、仙台市内は大渋滞、歩道は徒歩で帰宅する羽目となった通勤者が長蛇の列となっている状況で、結局仙台市内を抜け出すまで5時間ほどを要し、我が家に帰宅できたのが午後11時過ぎだったと記憶しています。

翌日からは、地元の被害調査と、大崎広域水道の配水管が至るところで被害を受け、末端の松山・鹿島台地域は復旧まで15日間を要したことから、その間仙台の知人から借りた2トントラック2機と1トントラック1機をトラックに積み、水運びに奔走する日々でありました。

天災は忘れずにやってきた！ 大震災からの早期の復旧・復興を図ることはもちろんですが、今後も天災は忘れずに必ずやってきます。有事の際に県民の尊い生命と財産を守るため、減災をテーマに活動を続けてまいります。

## 第5節 他議会等からの支援等

本県には、発災直後から全国都道府県議会議長会を初め他自治体の議会及び議会関係者から支援物資や見舞金・義援金など多大なる支援を受けた。

また、本県議会あて直接又は本県議会議員を通じて、国内外の団体から県全体に対しての飲料水や食料などの支援物資も多数提供された。

支援物資については県執行部等や議員を通じて被災者に配布され、金銭的支援については寄附者の意図により見舞金、寄附金、義援金、東日本大震災みやぎこども育英募金に充当された。

また、議会庁舎の1階ラウンジ（ロビー）及び玄関ホールは、支援物資（県執行部受付分を含む）の一次保管場所として5月上旬まで使用された。

（宮城県に寄せられた主な支援） ※県全体に寄せられたもの。平成26年3月末時点。

- ・ 見舞金 434,220千円  
（地方自治体から地方自治体に対する公費による見舞金）
- ・ 寄附金 29,710,087千円  
（県の一般財源として復旧・復興に活用されるもの）
- ・ 義援金 26,468,979千円  
（被災者の生活再建等のため市町村を通じ被災者（世帯）に配分するもの）  
※この他に日本赤十字社等全国的な義援金受付団体及び内閣府からの配分180,433,502千円あり。
- ・ 東日本大震災みやぎこども育英募金 7,315,093千円  
（震災による遺児・孤児の支援に充てられるもの）



応援の横断幕（議会庁舎ロビーに掲示）

## 第6節 県議会議員選挙の実施

宮城県議会議員一般選挙は、第17回統一地方選挙にあわせ、選挙期日が平成23年4月10日（日）、告示が4月1日（金）の予定であり、震災が発生した3月11日には既に立候補を表明している者も多数いた（なお、知事選については平成21年10月に行われており当初から別日程）。

しかしながら、選挙執行に当たっては、特に沿岸市町において、有権者の把握、選挙管理委員会事務局職員や投開票事務従事職員・投票立会人などの人員の確保、流失した選挙物品の確保、損壊した投・開票所の代替施設の確保、ポスター掲示場の確保など多くの課題が震災により生じていた。

3月22日に公布・施行された「平成23年東北太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」（5月27日に「東日本大震災に伴う～」に法律の名称を改正）により、県議選は9月22日まで延期することが可能となった。

7月7日に開催した県選挙管理委員会では、一部の被災市町において、有権者の把握や投票所の代替施設の確保に課題があり、9月22日までに県議選を適正に執行することは困難な状況にあると判断し、被災地の状況を国に伝えることとされた。その後、国会において、12月31日を期限とする選挙期日等の再延期法が成立し、8月10日に公布・施行された。

9月7日に開催した県選挙管理委員会において、沿岸市町との調整、他都道府県の協力の見込み等から、課題に対応できるとの見通しがついたことにより、選挙期日は11月13日（日）、告示は4日（金）と決定された。

なお、平成22年度の国勢調査の結果を反映した定数条例改正により、議員定数は61人から59人と2人減となった。また選挙区は2選挙区が1選挙区に合区され、24選挙区から23選挙区となった。

11月4日の告示日には、23選挙区に90人が立候補の届け出を行った。うち9人が立候補した6選挙区で無投票となり、17選挙区において投票が実施されることになった。

今回の選挙戦は、震災からの復興のあり方等を問う極めて重要な選挙であった。

投票率向上のためさまざまな取り組みが選挙管理委員会で行われたが、復興以外の争点が見えにくかったことや選挙どころではないとの心情もあり、沿岸被災地の投票率が低下したことから投票結果は以下のとおりとなった。

- ・投票者数 667,809人
- ・選挙当日の有権者数：1,601,821人
- ・投票率：41.69%（前回（平成19年）：50.45% △8.76ポイント ※過去最低）

## 当時を振り返って



相沢 光哉

〔元 平成23年大震災対策調査特別委員長 (H23.3~H23.11)〕

平成23年3月11日午後2時46分、それまで経験したことのない激しい揺れが襲ったとき、ちょうど議会庁舎4階の会派控室にいたため、直前の緊急地震速報を耳にしたことを記憶している。マグニチュード9.0という途方もない巨大地震と甚大な被害をもたらした巨大津波の発生だった。後に東日本大震災という名称になった。

2月議会開会中で、かつ4月の統一地方選挙の目前だった。全てが機能停止し、通信・食料・輸送が途絶え、特に深刻な燃油不足が起こった。一刻を争う救援・復旧活動に向け、県は災害対策本部を立ち上げたが、議会としても被災地の状況把握と被災者支援、国・他自治体への緊急対策支援要請など、早期復旧を迅速かつ総合的に推進するため、3月15日の議会最終日に「平成23年東北地方太平洋沖地震災害調査特別委員会」（のちに「平成23年大震災対策調査特別委員会」と改称）を設置し、青葉区選出の私と菅間進議員が正副委員長に選ばれた。また、被災県のうち岩手・宮城・福島の3県会議員の任期が特例措置で最長12月まで延長可能となった。

当時は、甚大な津波被害を受けた沿岸部選出議員が県議会に来ることすら困難な状況であった。また、東北新幹線を初め鉄道輸送が壊滅的被害のため不通のうえ、東北自動車道も自衛隊や警察消防など災害救援の緊急用途のみと厳しく制限されていたが、一般用緊急車両の通行やガソリンの割当枠拡大を粘り強く要請し、実現につなげることができた。

特別委員会は全員構成であったが、正副委員長をヘッドに2班編制とし、沿岸被災市町を6ブロックに分け、それぞれの地区を視察し、首長・市町会議議員との意見交換を精力的に行った。緊急を要する案件は、迅速な予算措置とともに、法・制度改正にとどまらず、新法・新制度の創設実現に向け、県執行部や県災害対策本部と連携し、国・政党へ働きかけた。沿岸被災市町への調査活動は、現地選出県議の協力を得て、1回に終わらず数カ月後に改めて訪問調査し、復旧状況の確認と新たな課題への対応をきめ細やかに行った。

我が国は自然災害の多い国であるが、東日本大震災はまさに400~500年に一度の未曾有の大災害であった。発災から既に4年を経過しても、復旧復興はいまだ道半ばの地域が少なくない。福島第一原発事故に起因する放射性物質の汚染処理問題も未解決である。災害大国日本として、将来必ず起こるであろう地震・津波災害に対する備えや対策は、東日本大震災での教訓を生かし、法・制度・予算面での万全を期すとともに、防災・減災の物心両面にわたって、日本人らしさと英知を結集するものであってほしいと強く念願する。

最後に、多くの犠牲者の方々に改めて哀悼の誠を捧げ、今なお不自由な生活を送っている被災者の皆様をお慰め申し上げるとともに、救出救援から復旧復興に全力を傾注していただいた全ての方々に、心からの感謝を表します。